

岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

平成 26 年 2 月定例会

第 1 号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

平成 26 年岩手沿岸南部広域環境組合議会 2 月定例会会議録

平成 26 年 2 月 4 日火曜日

議 事 日 程 第 1 号

平成 26 年 2 月 4 日（火） 定例会

午後 3 時会議を開く

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の報告
- 第 4 管理者の報告
- 第 5 議案第 1 号 岩手沿岸南部広域環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 2 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員定数条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 3 号 平成 25 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 4 号 平成 26 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算
- 第 9 議案第 5 号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
- 以 上
-

本日の会議に付した事件

第1	会議録署名議員の指名	4
第2	会期の決定	4
第3	議長の報告	4
第4	管理者の報告	4
第5	議案第1号 岩手沿岸南部広域環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例	5
第6	議案第2号 岩手沿岸南部広域環境組合職員定数条例の一部を改正する条例	6
第7	議案第3号 平成25年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算(第1号)	7
第8	議案第4号 平成26年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算	8
第9	議案第5号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて	11

出席議員 (12名)

議長	三浦隆君
1番	阿部俊作君
2番	木村琳藏君
3番	伊勢純君
4番	村上薫君
5番	岩崎松生君
6番	小鯖利弘君
7番	小松龍一君
8番	高橋靖君
9番	水野昭利君
11番	佐藤信一君
副議長	菅野広紀君

欠席議員(1名)

10番	船野章君
-----	------

説明のため出席した者

管 理 者	野 田 武 則 君
副 管 理 者	戸 田 武 公 明 君
副 管 理 者	戸 羽 太 君
副 管 理 者	多 田 欣 一 君
事 務 局 長	北 野 和 敏 君
総 務 課 長	安 田 由 紀 男 君
会 計 管 理 者	猪 又 勝 則 君
監 査 委 員	佐 藤 稻 満 君
監 査 委 員 事 務 局 長	澤 舘 完 成 君

事務局職員出席者

総 務 課	青 山 豊 英
主 任 課	
主 事 業 課	
主 査 事	佐 々 木 徳 明
主 査 事	黒 澤 卓 也
幹 事 事	岩 間 成 好 之 也
幹 事 事	金 野 成 高 伸 也
幹 事 事	塚 村 一 弘 浩
幹 事 事	菅 野 弘 浩

午後3時会議を開く

○議長（三浦 隆君） お疲れさまでございます。定刻でございます。開会宣言を行います。

本日の出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

欠席の届出は、10番船野章君の1名であります。

只今から、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程第1号により進めます。

○議長（三浦 隆君） 日程第1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第70条の規定により、議長において、5番、岩崎松生君、6番、小鯖利弘君の両名を指名いたします。

○議長（三浦 隆君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。

○議長（三浦 隆君） 日程第3、議長の報告であります。

今次、定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第1号から議案第5号までの議案5件の送付がありましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。内容はお手元の写しのとおりでありますので、ご了承願います。

以上で議長の報告を終わります。

○議長（三浦 隆君） 日程第4、管理者の報告であります。

管理者、登壇願います。

〔管理者 野田武則君登壇〕

○管理者（野田 武則君）

平成26年2月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会の開催にあたり、岩手

沿岸南部クリーンセンターの状況等について、ご報告をいたします。

岩手沿岸南部クリーンセンターにつきましては、引き続き順調に稼働しており、今年度のごみ搬入量は、12月末までに、災害ごみを含め全体で32,038トンとなっており、前年同月比で6%の増加となっております。引き続き増加傾向を維持しており、民間事業所等の震災後の復旧の影響が表れているものと感じております。

また、災害ごみの処理についても、構成市町と連携を図りながら今年度末の処理完了に向けて、鋭意取り組んでいるところであります。

また、環境対策の面では、排ガスの環境測定値において、良好な状態を維持しておりますし、放射能対策として、当クリーンセンターの飛灰、排ガス及び施設周辺の放射線量を測定しており、各測定値は国が定める基準を大きく下回る結果でありましたが、その数値が減少してきており、これらの結果を組合ホームページで公表することで地域住民の不安を払拭しながら、引き続き放射線量測定値の推移を注視していきたいと考えております。

また、クリーンセンターの運営に関しては、今年度より開始した「電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法」を活用した電気の売払いにより、当組合として今年度に540万円程の収益が見込まれております。次年度以降もこの制度による収益が見込まれますが、将来の当センターの大規模改修に備えた基金として積み立てていきたいと考えております。

本日の定例会には、組合の組織改正に係る2件の条例改正と平成25年度組合会計補正予算及び平成26年度組合会計予算、そして、原子力損害賠償紛争解決センターへのあっせんの申立てについての5件について、ご提案をしております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、私からのご報告といたします。

○議長（三浦 隆君） 以上で管理者の報告を終わります。

○議長（三浦 隆君） 日程第5、議案第1号、岩手沿岸南部広域環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 北野 和敏君登壇〕

○事務局長（北野 和敏君） 只今、議題に供されました、議案第1号、岩手沿岸南部広域環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

この条例は、平成26年度の組合の組織改正に向け、組合事務局の課の廃止に伴い、関係する組合の条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、条例第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とするものであります。

現行と改正後を比較できる新旧対照表につきましては、別紙付議案件資料 1 の 1 ページのとおりとなっております。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものです。この議案第 1 号につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦 隆君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 1 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦 隆君） 日程第 6、議案第 2 号、岩手沿岸南部広域環境組合職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 北野 和敏君登壇〕

○事務局長（北野 和敏君） 只今、議題に供されました、議案第 2 号、岩手沿岸南部広域環境組合職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。議案書の 2 ページをご覧ください。

この条例につきましても、議案第 1 号の案件と同様に、平成 26 年度の組合の組織改正に向け、組合事務局の職員定数の変更に伴い、組合の関係する条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、条例第 2 条中の 9 人を 5 人に改めるものであります。

現行と改正後を比較できる新旧対照表については、別紙付議案件資料 1 の 2 ページのとおりとなっております。

なお、この条例の施行期日につきましても、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものです。この議案第 2 号につきましても、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦 隆君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦 隆君） 日程第7、議案第3号、平成25年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 北野 和敏君登壇〕

○事務局長（北野 和敏君） 只今、議題に供されました、議案第3号、平成25年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第1号につきまして、ご説明申し上げます。別冊となっております平成25年度補正予算書の1ページをご覧ください。

本補正予算案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,485万5千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億6,702万8千円としようとするものでございます。

2ページから順次ご覧を願います。第1表歳入歳出補正予算におきまして、本補正予算案の概要をご説明申し上げます。

歳入の主な内容といたしましては、第1款、分担金及び負担金におきまして、人件費の支出見込み額の減少と24年度決算の確定に伴う分担金の減額調整、並びに、当初予定していた災害ごみ処理量の減少に伴う、負担金の減額について計上しております。

第2款、使用料及び手数料におきましては、釜石市、大船渡市、大槌町から直接搬入されるごみ手数料の収入見込み額に伴う増額を計上しております。

第7款、繰越金におきましては、平成24年度決算確定に伴う繰越金の増額を計上しております。

第8款、諸収入におきましては、預金利子の収入見込み額に伴う増額及び東電原発事故損害賠償金を計上しております。

次に、3ページをご覧ください。歳出の主な内容といたしましては、第2款、総務費におきまして、職員6人分の給与費について、支出見込み額に伴う減額及び財政調整基金積立金において、災害ごみ減価償却費分の減額、そして、新たに24年度繰越金と電気売払い相当額分の予算計上をしております。

第3款、衛生費におきましては、運営・維持管理委託料から電気売払い相当額分の減額及び当初に予定していた災害ごみ処理量の減少に伴う委託料の減額を計上しております。

なお、只今ご説明申し上げました補正予算の詳細につきましては、同じ冊子となっております補正予算に関する説明書をご覧くださいと存じます。

以上、議案第3号、平成25年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第1号につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（三浦 隆君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） 以上で質疑を終わります。これより議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦 隆君） 日程第8、議案第4号、平成26年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 北野 和敏君登壇〕

○事務局長（北野 和敏君） 只今、議題に供されました、議案第4号、平成26年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算につきまして、ご説明申し上げます。別冊となっております予算書の1ページをご覧ください。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を12億6,732万9千円としようとするもので、25年度当初予算と比較いたしますと、7,544万6千円・6.3%の増となっております。これは、主に災害ごみ処理が終了したことの予算減と公債費が増加したことの予算増の結果によりまして、このようになったものでございます。また、一時借入金の限度額については、平成25年度と同額の1千万円としております。

2ページから順次ご覧を願います。第1表 歳入歳出予算におきまして、予算の概要を説明申し上げます。

はじめに歳入についてであります。第1款、分担金及び負担金は、組合を構成いたします、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町からの分担金を計上しております。施設の運営及び組合経費につきましては、均等割10%、平成24年10月から25年9月までのごみ搬入実績量に基づいた利用割90%の割合で算出しております。

また、中継運搬経費につきましては、均等割10%、平成25年3月31日現在の人口割90%の割合で計算しております。

なお、災害ごみ処理負担金と、減価償却費負担金は災害ごみ処理が平成25年度で完了する予定であることから予算計上はございません。

これらの算定に基づきまして、11億3,497万3千円を計上いたしております。25年度当初との比較では、6,449万6千円・6.0%の増加となっております。

第2款、使用料及び手数料につきましては、岩手沿岸南部クリーンセンターに、ごみを直接持込む場合の処理手数料といたしまして、1億3,219万円を計上しております。この持込にかかる手数料につきましては、直接持込する

こととしております、釜石市、大槌町及び大船渡市の一部持込み分を計上しており、それ以外の陸前高田市、大船渡市及び住田町につきましては、それぞれの中継施設で手数料を徴収することから、組合予算には計上していません。

次に、3ページをご覧ください。歳出についてであります。第1款、議会費は、141万9千円で、隔年で実施することとしております議員視察研修旅費等を計上してございます。

第2款、総務費は、5,765万8千円で、25年度当初予算額より4,603万7千円・44.4%の減となっております。

第3款、衛生費は、岩手沿岸南部クリーンセンターの運営経費、中継運搬経費、および用地賃借等に必要経費7億2,165万4千円を計上しており、25年度の当初予算額より1億4,512万5千円の減、16.7%減となっております。26年度の主な事業といたしましては、施設運営・維持管理の委託、中継運搬業務の委託、施設用地の賃貸、放射能の測定業務などを計上しております。

第4款、公債費は、平成20年度から平成22年度までの事業費にかかる組合債借入の元金及び利子償還金、並びに一時借入金の利子を合せて4億8,559万8千円を計上しており、22年度借入起債に係る元金の償還が始まることにより、25年度の当初予算額より2億6,582万5千円、大幅な増加となっております。

第5款、予備費は、100万円を計上しております。

なお、只今ご説明申し上げました平成26年度予算の詳細につきましては、同じ冊子となっております予算に関する説明書をご覧くださいと存じます。

以上、議案第4号、平成26年度予算につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦 隆君） これより質疑を許します。4番、村上薫君。

○議員（村上 薫君） 質問させていただきます。4ページですね、8款の諸収入の件に関してお尋ねいたしますが、まず1点は、歳出の総務管理費の中で、財調の積立金ということで、300万円を計上している訳ですが、雑入のところに、例えば、売電の収入というのが、どこに計上されているのか。まず、お伺いをしたいと思います。それから、常々私は、これから各自治体の方の財政が非常に厳しくなってくると、そういう観点から自主財源を少しでも、上げる方策を講じていかなければならないということで、今までFIT制度ですか、再生可能エネルギーでの540万円程、25年度は収入が上がったということで、今後、それらが引き続き継続されていくんだろうというふうに思っておりますが、その他にですね、自主財源を図る方法として、例え

ば、年間のコークスの購入量というのが、大体 3,000 t ぐらいでしょうか。そうしますと、大体金額にすれば 9,000 万円程年間に支払っていると、例えば、その内の 3 分の 1 でもよろしいんですが、これは、新日鉄さんの方とも協議が必要なんですけども、火力発電所において、チップを新日鉄さんのところで作っている訳です。ストックをしておりますので、そのチップを少しでも、私どもの方の燃料としてですね、コークスの例えば 3 分の 1 ぐらいのところまででも、もし可能であれば、それをすることによって、売電の収入も上がってくる訳ですね。その木材の比率が上がってきますので、そういうかたちが 1 つ考えられるのかと。ただ、チップの買取り量が、新日鉄さんの方でいくらというふうに言ってくるか。そこが 1 つの問題だろうと思うんですが。もう 1 つは、提案なんですけども、これは調べていただきたいんですが、排熱の蒸気を使う業者というか、業界がどこにあるかというところ、クリーニング業界なんです。例えば、クリーニング業界さんが、私どものクリーンセンターの近くに、企業誘致のかたちで、その排熱の蒸気を使うということであれば、地域経済の発展にもなりますし、売電とかいろいろな面での効果も、また、出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いずれ、ホワイト急便さんであるとか、まあ業界最大手な訳ですが、白洋舎さんとかですね、そういうところとの、いろいろ検討事項があってもいいのかなというふうに思います。以上 2 点です。

○議長（三浦 隆君） 事務局長

○事務局長（北野 和敏君） それでは、お答えいたします。最初の売電収入についてでございます。雑入のどこにあるのかというご質問なんですけども、実は、この電気売払い代金につきましては、事業者とのお話し合いの中で、委託料で調整をするということにしております。3 月の委託料で、例えば、今年は 500 万円組合さんに戻しますよという場合は、委託料を 500 万円差し引いて組合に請求します、というかたちになってますので、業者から現ナマで預金口座に 500 万円入るという仕組みにはなってないんです。それで、雑入には入ってませんで、その余った部分を財政調整基金に積み立てるといって、そういったかたちをとってございます。それから、自主財源に絡んでの、いろいろお話しでございますが、村上議員さんとも、いろいろお話をしていたこともございますが、今、釜石の製鉄所の中の火力発電所で、間伐材をチップ化して、それを石炭と混焼して発電をしているということで、そのチップを少し分けてもらえると、何が起こるかというところ、1 つは、今、使っているコークスの若干の削減が図れるだろうということで、CO₂の削減効果があるのではないかと、それから、ごみ中に、そういったバイオマスの比率が増えるということで、高いお金で買ってもらえる電力が増えるというメリットがあるということをお話してございまして、新日鉄住金さんの技術部門と、いろいろやっている最中ではございます。今後の検討状況が進みましたら、また、お話ししたいと思っておりますけれども、一応検討はしているところでございます。それから、蒸気の話です。ホワイト急便ですね。現状

は、基本的に蒸気は、ほぼ 100%発電の方に使っておりますので、仮に、隣にそういった工場が建って、蒸気を売るとか供給するということになる、発電の方が落ちてくるという弊害は、1つあるだろうというふうに思います。

○議長（三浦 隆君） 以上で質疑を終わります。これより議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦 隆君） 日程第9、議案第5号、あっせんの申立てに関し議決をもとめることについて、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 北野 和敏君登壇〕

○事務局長（北野 和敏君） 只今、議題に供されました、議案第5号、あっせんの申立てに関し議決を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

本案件は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用について、東京電力との交渉の結果、賠償の対象外との回答がなされた経費42,800円について、岩手県及び県内の一部市町村等とともに、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立てを行おうとするものでございます。

具体的な申立て内容につきましては、別紙付議案件資料2のとおりとなっております。

この議案第5号につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦 隆君） これより質疑を許します。3番 伊勢純君

○議員（伊勢 純君） 提案理由の中で、これまで賠償請求は県内市町村と足並みを揃えて行ってきたとあります。今回、このあっせんの申立てにあたっては、県内の一部市町村とともにというふうに記述がありまして、この構成市町村について、これまでの構成市町村、それから今度のあっせんの申立てをする市町村の構成についてお聞きします。

○議長（三浦 隆君） 事務局長

○事務局長（北野 和敏君） すいません。今現在、名簿を持っておりませんので、申し上げられないところでございます。一部市町村等という表現なんですけども、市町村あるいは一部事務組合の中には、満額賠償が認められて、もう解決してあっせんの申立てをする必要がないというところもございますので、そういった意味では、全部ではありませんので、一部という表現にな

っているということでございます。

○議長（三浦 隆君） 3番 伊勢純君

○議員（伊勢 純君） 是非そうした、市町村と足並みを揃え、今後も取り組んでいていただきたいと思いますが、実際に申立てをした際の見込みについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦 隆君） 事務局長

○事務局長（北野 和敏君） はい、お答え申し上げます。今現在の状況を申し上げますと、岩手県内相当数のところで、申立てをしている金額がございます。それにつきましては、このあっせんセンターの方で、東電さんと和解案を作るといことなんでしょうけれども、仮に和解案ができたとして、東電がそれをのむかどうかで、和解案ができて、そこには強制力がないということですので、なかなか厳しいのかも知れません。県の方としては、もしそれが決裂した場合には、訴訟も辞さないというふうに言っておりますので、そういった方向にいく可能性もあるのだろうというふうには考えてございます。

○議長（三浦 隆君） 3番 伊勢純君

○議員（伊勢 純君） 広く社会的には、賠償請求が認められない、例えば農家さんであるとか、さまざまな方々が県内にもいらっしゃいます。こうした、必要な賠償請求にあたっては、やはり、行政あるいは当組合のような立場も、ぜひ、金額の大小にかかわらず、賠償が認められるよう取り組んでいていただきたいと思うんですが、なかなか厳しいというお話もありましたが、この取り組みに向けての、考え方あるいはその姿勢について、お聞きしたいと思います。

○議長（三浦 隆君） 事務局長

○事務局長（北野 和敏君） はい、先ほど申し上げましたとおり、この和解案で満額回答があれば、それが一番いいんだろうなあというふうには思っておりますが、できる限り満額に近いことを望みたいと思います。なかなか相手もあることですので、そのとおりいくかどうかというのは分かりませんが、幸いうちの組合の場合には、42,800円という金額ですけども、金額の大小ではないというふうには認識しております。公金でございますので、少ないからといって請求しないという方向にはいかないだろうということで取り組んでいるところでございます。

○議長（三浦 隆君） 以上で質疑を終わります。これより議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦 隆君） 以上で本定例会に付議されました議案の全部を議了い

たしました。

これをもちまして平成 26 年 2 月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後 3 時 32 分閉会

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長 三 浦 隆

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員 岩 崎 松 生

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員 小 鯖 利 弘